

# 国立大学法人東京外国語大学経営 戦略情報本部規程

〔平成25年 3月26日〕  
規則 第10号

改正 平成28年 3月25日規則第23号 平成29年 4月11日規則第38号

## （設置）

第1条 国立大学法人東京外国語大学に、役員会直属の経営戦略情報本部（以下「本部」という。）を置く。

## （目的）

第2条 本部は、東京外国語大学（以下「本学」という。）における諸活動に関する情報を収集・分析することにより、本学の教育、研究及び業務の高度化を図ることを目的とする。

## （組織）

第3条 本部は、次の各号に掲げる本部員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事または副学長
- (2) 学長が指名する学長補佐 若干名
- (3) 総合情報コラボレーションセンター長
- (4) 事務局長
- (5) 総務企画部長
- (6) 学務部長
- (7) 研究協力課長
- (8) 学長が指名する特命事項担当室員
- (9) その他本部長が必要と認める者

## （任期）

第4条 前条第9号に定める者の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。ただし、本部長の任期を超えることができない。

2 前項の者に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## （本部長等）

第5条 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には第3条第1号に定める者を、また、副本部長には同条第2号に定める者のうちから学長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は、本部の管理・運営を統括する。

3 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

## （業務）

第6条 本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 経営戦略のための情報の収集・分析に関すること。
- (2) 情報分析に基づく、教育研究及び業務の高度化の企画・立案に関すること。
- (3) その他学長から指示のあった経営戦略に関すること。

(本部会議)

第7条 本部に本部の業務を円滑に実施するため、経営戦略情報本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 前項の本部会議は、本部員及び本部長が指名する者をもって構成するものとする。

(作業部会)

第8条 本部会議の業務を効率的に推進するために、本部会議に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 本部に関する庶務は、総務企画部研究協力課が行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、本部会議の議を経て学長が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部会議の議を経て本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の規程第3条第1号及び第5条第1項については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月11日から施行し、平成29年4月1日から適用する。